

委員および一般からのご意見

委員からの流域委員会の審議に関する意見、指摘

2002/10/28

メール

松本委員（猪名川部会）

かつて一般意見の中から出ていました神崎川の環境改善についても、猪名川部会の視野に入れて検討する必要があるのではないのでしょうか？

神崎川はかつて汚染の激しい川として知られていましたが、今では水質はかなり回復しています。大阪府下では絶滅したことになっている（大阪府レッドデータブック）「コウガイモ」がまだ生育している可能性が濃厚です。（昨年の下流域見学会の時にJRの鉄橋下で漂っている株を確認しました。）

しかし、河川敷の横断面（高水敷から低水路）の連続性が絶たれている場所が多く、水辺に近づくことができない単調な放水路という川になってしまっています。水辺の再生を進め河川の自然環境を取り戻す取り組みを進める必要があると思います。

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘（2002/10/26～2002/12/10）

	発言者 所属等	傍聴 希望	受 取 日	内 容
1	大阪淀川リトル リーグ 木村一志永氏	×	10/26	子供のスポーツをする場所が少なくなっている中、唯一、淀川河川敷で野球している子供達からグラウンドを取り上げないで下さい。
2	大阪淀川リトル リーグ 中村智子氏	×	10/26	大阪淀川リトルリーグで、河川グラウンドを使わせていただいています。ありがとうございます。 学校・地域では、堤防へは近づかないように！と、危険な場所とされている河川ですが、毎週末、子供の送迎で、身近に接してみると、自然の生き物も多く、風もさわやか、川の水も（思ったより）きれいで、うれしい限りです。地域の子供たちのために、監督、コーチがボランティアで指導にあたって下さり、35年以上も地域に根ざしてこれた大阪淀川リトルリーグという少年野球チームの活躍の場を決して、うばいとらないで下さい。 地域の子供たちが野球を通じて、生きる力を身につけています。見守っている大人たちも、河川のグラウンドを使えることに感謝して、子供たちを伸ばしていこうとがんばっています。 どうか、今まで通り、少年野球で、かがやいている子たちに、グラウンドを使用させてやって下さい。おねがいたします。
3	谷佳江氏	×	10/27	他の何処でもない淀川で日々の練習をさせて頂いている事が、子供達にとって、大きな支えになっています。 一年を通じ、川の流れを見ながら成長していく子供達にとって、淀川の風景こそが思い出であり、心にほんの少しの余裕を与えてくれる活力になっています。都会の中で数少なくなった自然と、子供達との共存を支えていってやりたいと、親として切に願っています。
4	谷昌憲氏	×	10/27	淀川で子供達が練習していると、大勢の方達が散歩の足を止められ、しばらく練習を見て立寄っていかれます。お互い知らない人同志ですが気軽に声をかけあい、言葉を交わしています。 又、淀川清掃の時も子供達や私共にも「ありがとう、大変ですネ。」とねぎらって下さいます。人と人との交流に川の流れのある風景は、ゆったりと大きなうるおいを与えてくれています。近年数少なくなった交流の場を子供達に与え続けてやりたいと切に希望しています。
5	大阪淀川リトル リーグ 大川雄司氏	×	10/29	・少年の屋外スポーツ施設をつくってほしい。 (メリット) 1. 弱体化している子供の体力強化 2. スポーツを通じての子供達の友好と父兄住民同士のふれあいが生まれる 3. 各スポーツ大会を開催しお年寄りを招待し子供の時から、これからの高齢化社会を意識させる。 (問題点) 1. 運営管理についての費用の負担など 2. 現在淀川を利用している各スポーツ団体の今後 (解決策) 1. 各スポーツ団体と地域の子供会の方と委員会で協議する。 2. 運営管理組織をつくり諸経費を少なくすることによって無駄な税金を使

	発言者 所属等	傍聴 希望	受取 日	内 容
				わななくてすむ
6	枚方市役所 理事 池貝浩氏	×	10/29	<p>第 19 回淀川部会での提言素案について申し上げます。</p> <p>私は、部会当日に一般傍聴者として発言いたしましたが、次の点について意見を追加します。</p> <p>地方分権や市民の行政への参画の推進といった観点から、土地利用とりわけ公的空間の土地利用については、地域住民の意向を反映させることが重要となっております。高水敷きを初めとする河川の利用計画についても、それぞれの地域住民の意向を反映させることのできる民主的なシステムが構築されるように要望します。</p> <p>現在、流域委員会について、地元住民からは、「一部の利用者が国の権限や権威を振りかざして、公共空間である河川の土地利用を一面的に価値付け、規制しようとしている。」との声もあがっております。</p> <p>現在の素案について、これまでの地元自治体や住民の声を反映して見直していただき、これらの誤解を解いていただきたく要望します。</p>
7	佐川克弘氏		11/5	<p>委員会、各部会委員にご意見が寄せられました。</p> <p>別紙 1 を参照下さい。</p>
8	枚方市役所 理事 池貝浩氏	×	11/5	<p>10月29日にもメールで意見提出しておりますが、さらに追加させていただきます。</p> <p>なお、前回とも、組織としての公認された意見ではなく、私個人の意見であることを申し添えます。</p> <p>高水敷き利用の基本的考え方について</p> <p>通常、土地利用計画を定める上で考慮すべき要因は複数あり、自然環境もその一つですが、提言素案においては、その相対的な要因である自然環境を淀川の土地利用における唯一絶対的な基準として実質上位置付けたため、一般的に受け入れ難い内容となっております。</p> <p>たとえ、提言素案の内容自体を一つの考え方として認めたとしても、それを非常に強い権限を有する河川行政の基本方針となる流域委員会の提案として位置付けることには反対します。</p> <p>提言素案では、自然環境を唯一絶対的な基準として位置付ける論理的・実証的根拠が明らかにされないまま、それ以外の要因や価値観が一方向的に排除されており、これを前提とした場合、河川管理者と利用者一般との間のコミュニケーションや合意形成といったこと自体が成り立ち得ません。</p> <p>これに代わる案として、土地利用計画において自然環境の要因を他の要因に比べて相対的により高く評価する等を基本に据えることを提案します。そうすることによって、自然環境をより重視しつつ、河川管理者、利用者、NPO等が個別具体的に協議や調整を行う基盤を作り出すことができます。</p> <p>高水敷き利用の基本的考え方について</p> <p>「川でしかできないことを優先する・・・」との考え方の妥当性について述べます。</p> <p>「優先する」とは、この提言素案の中では「他を排除する」ということを含意しています。また、この考え方を敷衍すると、山では山でしかできないこと</p>

	発言者 所属等	傍聴 希望	受取 日	内 容
				<p>を、海では海でしかできないことを優先するといった主張となり、それは、造成地を山林や田畑に戻し、埋立地を海に戻していくという主張につながります。この考え方をさらに進めていくと、人間の生活空間を数百年前の時代に返すのが理想といった非現実な考え方に帰着します。</p> <p>「そんなことは言っていない、淀川の自然が他に比べて特に貴重ということだ」との反論が予想されますが、その場合、自然の貴重さの評価は相対的・個別的なものであり、川であれ、山であれ、海であれ、田畑であれ、それぞれの具体的な環境状況等に応じて、きめ細かく評価されるべきです。その結果は、地域の面的な広がりの中でのモザイク状の評価となり、確かに淀川の自然が相対的に高く評価されるでしょうが、その河川の区域の中でも場所場所によって異なるモザイク状の評価となるはずです。淀川だけはそういった具体的諸条件を考慮せずに一律一色に特別扱いをするという上記の表現は論理的飛躍があり、少なくとも公的な土地利用計画の考え方としては受け入れられない主張です。したがって、該当並びに関係する箇所、たとえば、前述の部分や「グラウンド等の利用施設は、...堤内地に戻していく」、「新規の整備は原則として認めるべきではない」等の表現をやめて、「自然との共生を図る」、「できる限り自然への配慮を行う」等に改めるべきと考えます。</p> <p>河川管理権限と地方自治の関係について</p> <p>占用の許可権限など河川管理者は地方自治体に対して非常に強い権限を有しておりますが、「新規の整備は原則として認めるべきではない」などの提言がなされた場合、これまでのように占有案件ごとに個別具体的な調整や協議（自然保護団体との調整を含む）が行われることなく、河川管理者に一方的なグラウンド等の排除や規制ができる根拠を与えることとなります。</p> <p>これらのことから、「地方自治や市民参加を促進するという世の中の動きに逆行する」、「流域委員会の提言は、結局、河川管理者の権限強化と河川整備費の二重投資（高水敷き整備とその切り下げ）にお墨付きを与える免罪符だ」といった声も出ています。</p> <p>このような誤解を解き、感情的な対立を避けるためにも、提言素案の表現の見直しを要望します。</p> <p>流域委員会のあり方について</p> <p>河川管理権という強い公権力のあり方を事実上方向づける役割を担った流域委員会については、河川のあり方を総合的に検討する国民に開かれた場であると理解していましたが、現実には委員の方々の興味や価値観に沿わない質問や意見は置き去りにされたままです。</p> <p>僭越ですが、土地利用計画や地方自治などの社会経済的な観点をある程度考慮しない限り、河川整備計画の基本となるべき流域委員会の責任ある提言とはなり得ないのではないのでしょうか。必要なら土地利用計画や地方自治の専門家から意見を徴収するなどして、本来あるべき総合的な提言を流域委員会でまとめていただくよう要望します。</p> <p>意見に対する回答について</p>

	発言者 所属等	傍聴 希望	受取 日	内 容
				これまでの自治体や団体による流域委員会や中間取りまとめに対する意見や質問の提出は、地域住民や関係部局等の声や要望を踏まえて行われております。すでに、地域住民やその代表である市議員等から我々に対し、意見や質問に対する回答はどうなっているのかとの問い合わせが来ております。つきましては、できるだけ早く、質問や意見に対する回答を文章によって公開していただきたく要望いたします。以上。
9	佐川克弘氏		11/6	芦田委員長にご意見が寄せられました。 別紙2を参照下さい。
10	精華町長 鎌田利秋氏	×	11/6	寺田淀川部会長にご意見が寄せられました。 別紙3を参照下さい。
11	佐川克弘氏		11/6	淀川水系流域委員会 最終提言作業部会殿 佐川克弘 H14.10.29開催された第19回淀川部会で、提言素案を拝見いたしました。素案に対する私の意見を以下にご連絡いたしますので、ご検討下さるようお願いいたします。 (1) P1-2 歴史・文化的特性 原文 古くから瀬田の洗堰など下流との係争が繰り広げられてきた。 訂正案 古くから瀬田の洗堰による浸水被害など下流との・・・ 理由：原文では分かりにくいので。 (2) P2-2 2-2 利水の現状と課題 原文 それに伴って河川からの取水量も激増した。 訂正案 取水量も激増した。そして上水道の給水範囲は、西は（明石市と接する）神戸・舞子まで、南は（和歌山と接する）岬町にまで及んでいる。 理由：範囲を追加して重要度を強調したい。 (3) P2-2 2-2 利水の現状と課題 原文 需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある。 訂正案 ……過大であった。その結果不必要な税金が使われ、市民には水道代の形で、ダムなど水資源開発に係わる膨大な資金の一部の負担を強いている。 理由：素案の表現はあいまいすぎるので、事実を事実として明確化したい。 (4) P2-2 2-2 利水の現状と課題 原文 一方で、地球規模での気候変動に伴う降雨変動や、既存のダムの堆砂などにより、流域全体の水供給能力の減少が懸念されるほか、農産物の形で・・・ 訂正案 アンダーラインを付した部分は削除する。 理由：（イ）地球温暖化のためか降雨変動が昨今あることは事実のようだが、予測不能の降雨変動をここで持ち出す必要はない。ダム作りに未練があるのかもしれないが、これを削除しないと3-3新たな利水の理念や、4-3利水計画のあり方の文

	発言者 所属等	傍聴 希望	受取 日	内 容
				<p>章と整合性がなくなる。</p> <p>(口)一般にダム建設計画を立てるときは、百年分の堆砂量を見込んでいるはずである。天竜川や大井川では当初の見通しよりもはるかに早く堆砂が進行しているようだが、淀川水系で国土交通省が見込み違いした例があるのだろうか。この文章もダム作りの未練なのかもしれないが、もし堆砂が進み向こう20～30年に利水に支障をきたすダムがあるなら、どのダムなのか明らかにしていただきたい。証明されない限り削除すべきだ。(流域委員会は向こう100年先の提言を書いているのではないはずだ)</p> <p>(5) P2-3 琵琶湖流域</p> <p>原文 その根拠となった水需要予測にはさまざまな問題がある。</p> <p>訂正案 その根拠となった水需要予測は過大で利用実績と乖離している。今後の水資源開発を検討する際は、これまでの予測と実績との乖離を徹底的に検証し、用途別あるいは利水者別に、水利権の再編成を優先すべきである。</p> <p>理由：現在の“水余り”を放置したまま、大戸川ダム・余の川ダム・川上ダム・丹生ダムなどの計画を進めるべきでないを考える。</p> <p>(6) P2-4 2-4 河川環境の現状と課題</p> <p>原文 生き物にとって大切ななだらかな水辺、瀬や淵、変化にとんだ河原、ヨシ藁</p> <p>訂正案 ?</p> <p>理由：何と読むのか、どういう意味なのか(ハズカシナガラ)分からないので、一般の人にも分かるように書き直していただきたい。</p> <p>なお、P2-6のおなじ言葉が出てくる。</p> <p>(7) P2-6</p> <p>原文 食物網などの重大な変化</p> <p>訂正案 ?</p> <p>理由：どういうことなのか理解できない。もっと分かりやすく書いて欲しい。</p> <p>(8) P3-3 3-3 新たな利水の理念</p> <p>原文 輸入大国として世界の水を消費するわが国は、自ら率先して節水の襟度を示すべき時期にきている。</p> <p>訂正案 自ら率先して節水に努めるべき時期にきている。</p> <p>理由：「襟度」というコトバを持ち出されると、多くの人々はきつと驚かされるのではないか。極力分かりやすい表現にすべきだ。</p> <p>(9) P4-6 (1) 精度の高い水需要予測</p> <p>原文 利用実績に比べて過大であるとの批判に加え、予測手法や・・・</p> <p>訂正案 利用実績に比べて過大であった。また予測手法や・・・</p> <p>理由：すでに指摘した通り過大であったことは明白な事実だ。(8月11日付、19日付朝日新聞をもう一度読んでほしい。)</p>

	発言者 所属等	傍聴 希望	受取 日	内 容
				<p>(10) P4-9 高水敷利用 原文 高水敷に設置されているグラウンド等・・・ 訂正案 高水敷に設置されているゴルフ場・グラウンド等・・・ 理由：まず廃止すべきゴルフ場を加えたい。</p> <p>(11) P4-16 【A案】は採用しない</p> <p>(12) P4-17 【B案】(1) 基本的な考え方</p> <p>原文 これらが産業・経済の発展に貢献してきた。しかし、ダムは、・・・ 訂正案 しかし、ダムは、地域社会の生活を壊滅させるだけでなく、多様な生き物たちを水没させ生態系にダメージを与える。さらに河川の水質や水温に影響を・・・ 理由：地域社会や陸生生態系がまず壊滅させられることも指摘しておくべきだと思う。</p> <p>(13) P4-17 (2) 新規ダムについて 原文 かつ関係住民の合意が得られた場合に、ダム建設を実施するものとする。 訂正案 実施するものとする。関係住民には、利水に伴う受益者も含むものとする。 理由：従来受益者に対して合意形成しないで、大阪府営水道などはダム計画に参画してきた。しかも市町村の水道事業者はその水を押し売りし、責任水量制のため使っても使わなくてもカネを取り立ててきた。このため市町村の水道事業者はツケを水道料金に上乗せし、要らない水の受益者(!)たる市民に負担させてきた。市民は受益者ではなくて被害者なのだ。長岡京市では、昨年4月水道代が、なんと30%も値上げされ、自己水源の地下水が枯渇していないにもかかわらず、京都府営水道の水(原水は日吉ダム)を市民は飲まされている。(10月23日NHKテレビで放映) 許しがたいこの現状を二度と繰り返させなくするには、水道代を負担する市民の合意を不可欠としたい。何としても市民を被害者でなく、文字どおり受益者としたい。</p> <p>(14) P2-3 猪名川流域 原文 猪名川の水に依存しない流域住民が存在している。 訂正案 ・・・流域住民が存在している。したがって猪名川流域の水資源開発は、上の水利権の見直し・再編成の結論がでるまで凍結すべきである。 理由：(5)と同じ</p> <p>(15) P2-4 淀川流域 原文 淀川本川では、高水敷の多くがゴルフ場、運動公園として・・・ 訂正案 高水敷の多くが、本来河川環境となじまないゴルフ場、運動場として・・・ 理由：ゴルフ場などの位置付けを明確にしたい。</p>

	発言者 所属等	傍聴 希望	受取 日	内 容
				<p>(16) P4-6 (3) 用途変更</p> <p>原文 実態ならびに将来を見据えた聖域なき見直しを行い、積極的に・・・</p> <p>訂正案 ……聖域なき見直しを行い、特に“水余り”の大きい工業用水から他用途へ、あるいは“水余り”の利水者から、必要とする利水者への水利権の移転など積極的に・・・</p> <p>理由：具体例を加えたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
12	枚方市教育委員会 社会体育課長 本田彰男氏	×	11/6	<p>・淀川水系流域委員会提言（素案 021028 版）について意見を申し上げます。</p> <p>・枚方市で設置したグランドについては、治水事業で整備された高水敷きを有効利用させていただく観点から、スポーツの普及・振興、青少年の健全育成などを目的にまた地元住民の要望も踏まえ、河川管理者との調整を経た上で、関係団体等の理解もいただきながら整備したものです。</p> <p>利用者の方々には、河川の清掃活動等に協力していただいているところではありますが、素案による提言がなされるとこういった方々の不安と反発を招く恐れがあり、大変憂慮しております。</p> <p>・現在、枚方市の財政は、40 億円を超える累積赤字をかかえ、第 2 次行政改革実施計画の実施のなか、市民サービスの一部見直しを行うなど大変厳しい状況にあります。</p> <p>・将来とも税収等が増加する見込みは低く、提内地に代替となるグランド等を確保する余裕は残念ながらありません。</p> <p>・こういった中で、このような提言が示された場合、住民の方々の不安や反発が増すことはあっても、提内地にグランドを確保する予算が生まれてくるということはありません。</p> <p>・土地利用計画は住民や利害関係者の調整と歩み寄りによって決められるべきであり、国の強い権限を背景に「河川の本来あるべき姿」といった表現で価値観やニーズを排除しようとする素案の考え方には納得いきません。</p> <p>・また、どのような利用形態であれ、トイレ、日陰、駐車スペース、園路、ベンチなどの施設はユニバーサルデザインの観点からも堤外地にも必要であり、「3-4」の「高水敷に設けられた施設は、本来提内地に設置されるべき物であり、」との表現は不適切であると思います。</p> <p>・以上、提言が地域や住民の声を反映したのものとなるように素案の訂正をご要望申し上げます。</p>
13	財団法人 大阪 自然環境保全協 会	×	11/6	<p>委員会・猪名川部会に余野川ダム中止要請文および関連資料が寄せられました。</p> <p>別紙 4 を参照下さい。</p>
14	淀川ゴルフクラ ブ 代表取締役 小味淵敦雄氏		11/7	<p>河川敷ゴルフ場の必要性についてご意見が寄せられました。</p> <p>別紙 5 を参照下さい。</p>
15	淀川フォーラム 実行委員会	×	11/11	<p>中間とりまとめに対するご意見が寄せられました。</p> <p>別紙 6 を参照下さい。</p>

	発言者 所属等	傍聴 希望	受取 日	内 容
16	関西のダムと水道を考える会 代表 野村東洋夫氏	×	11/11	提言素案に対するご意見が寄せられました。 別紙7を参照下さい。
17	淀川ゴルフクラブ 代表取締役 小味淵敦雄氏	×	11/12	淀川水系流域委員会様 日本ゴルフ場事業協会関西支部理事 パブリック河川敷部会長 小味淵敦雄 淀 115 大阪府土木河川室 自治体のご意見に反論致します。 この中の「高水敷の適正な利用へ」 「 3 - 3 利用 (1) 河川空間の利用 3) 高水敷利用 (-2-16) 」において回答されております。“高水敷の利用は、ゴルフ場など営業目的で利用されている物は排除されても、”とゆう部分について意見をのべます。 営業目的とゆう事は株式会社で営業しているとゆう事であろうかと想われま す。しかし乍らこのような施設は他の自治体におきましても徐々に民営化され 株式会社となりつつあります。行政による多額の人件費を使つての営業は無理 であるとゆう現実であります。又大阪府関連につきましても、民営化されつつ ある部門もあると思われます。 又我々が営業目的で利用していると表現されれば如何にも多大の利益を上げて いるように聞こえます。しかし河川敷ゴルフ場も河川であるが故の制約、及び 度重なる水害、高額の占用料等により利益はほとんど出ていない現状です。 唯一歴史あるゴルフ場を維持して運営するとゆう使命感のみに支えられて営業 致して居る現状です。 又ご意見の冒頭の部分の“都市区域における”とゆう部分についてですが、都 心部の淀川ゴルフクラブを指摘しているかどうかですが、この点について意見 をのべます。 大阪市の都心部は東京都心とは異なり多くの人口が存在して居ります。又高齢 化しつつあります。淀川ゴルフクラブも多くが高齢のゴルファーで占められて 居ります。近くて徒歩、自転車等にてアクセス可能なゴルフ場は、都心部であ ればある程必要です。 又大阪市内のゴルフ場は淀川ゴルフクラブと西淀ゴルフプラザのみです。 ゴルフを生きがいとされて居ります多くの高齢ゴルファーの為、都市区域にお けるゴルフ場を是非存続して頂きたいと思ひます。
18	佐川克弘氏		11/14	淀川水系流域委員会 作業部会殿 '02.11.14 佐川克弘 修正素案(021113版)の次の一点だけは、何としても訂正して下さい。修正し ないと、せつかくの提言に汚点を残してしまいます。 その他の修正依頼につきましては、H14.11.13 拡大委員会・参考資料1に記載 されている私の案をご覧下さい。 (該当箇所) P4-5 4-3 利水計画のあり方 (1) 精度の高い水需要予測

	発言者 所属等	傍聴 希望	受取 日	内 容																																																												
				<p>(原文) 利用実績に比べて過大であるとの批判に加え、予測手法や予測に用いた原単位や諸係数が・・・</p> <p>(訂正案) 利用実績に比べて過大であった。また予測手法や予測に用いた原単位や・・・</p> <p>(理由) 需要予測と実績が乖離していることは、客観的事実です。このことは淀川水系流域委員会に提供された河川管理者の資料でも明らかです。また朝日新聞が報じた下記の“水余り”のニュースに対して利水者(大阪市・大阪府・阪神水道・大阪臨海・神戸市・尼崎市など)から、事実無根と抗議されたことも無ければ、謝罪文と“水余り”ではないとの訂正記事の掲載を要求されたこともない。客観的事実だから抗議することは不可能だったからです。</p> <p>この客観的事実を事実と認めない(認めたくない?) 原文を訂正しないと、流域委員会の委員各位は「ハダカの王様」と見なされてしまいます。もし委員各位が「ハダカの王様」にどうしてもなりたいたければ、私にはそれを止める権力を持っていませんが、原文のままでは今後も“精度の低い水需要予測”が継続される可能性を残すことになり、結局“不要な水資源開発”のための大戸川・余の川・川上・丹生・安威川ダムなどの事業継続を黙認してしまうことになってしまいます。血税を使い、市民には(水道料金のカタチで)さらなる負担を強いることになることを、くれぐれも忘れないでいただきたいのです。</p> <p>淀川の水利権と最大取水実績(万M³/日) '97年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>水利権</th> <th>最大取水実績</th> <th>未使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">上水</td> <td>大阪府</td> <td>223</td> <td>204</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>268</td> <td>197</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>阪神水道</td> <td>119</td> <td>95</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>38</td> <td>36</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>648</td> <td>532</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">工業用水</td> <td>大阪府</td> <td>84</td> <td>52</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>31</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>大阪臨海</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td>26</td> <td>16</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>45</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>213</td> <td>113</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総計</td> <td>861</td> <td>645</td> <td>216</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)国土交通省のデータなどをもとに朝日新聞社が作成。</p>			水利権	最大取水実績	未使用	上水	大阪府	223	204	19	大阪市	268	197	70	阪神水道	119	95	25	その他	38	36	2	合計	648	532	116	工業用水	大阪府	84	52	32	大阪市	31	15	16	大阪臨海	16	7	9	神戸市	11	8	3	尼崎市	26	16	10	その他	45	15	30	合計	213	113	100	総計		861	645	216
		水利権	最大取水実績	未使用																																																												
上水	大阪府	223	204	19																																																												
	大阪市	268	197	70																																																												
	阪神水道	119	95	25																																																												
	その他	38	36	2																																																												
	合計	648	532	116																																																												
工業用水	大阪府	84	52	32																																																												
	大阪市	31	15	16																																																												
	大阪臨海	16	7	9																																																												
	神戸市	11	8	3																																																												
	尼崎市	26	16	10																																																												
	その他	45	15	30																																																												
	合計	213	113	100																																																												
総計		861	645	216																																																												
19	森脇榮一氏		11/15	「淀川水系流域委員会 拡大委員会における意見に対する私の見解」としてご意見が寄せられました。 別紙 8 を参照下さい。																																																												
20	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	×	12/2	修正素案(021113版)についてご意見が寄せられました。 別紙 9 を参照下さい。																																																												
21	精華町長 鍬田利秋氏	×	12/5	淀川部会への意見陳述が寄せられました。 別紙 10 を参照下さい。																																																												

	発言者 所属等	傍聴 希望	受 取 日	内 容
22	枚方市 理事 池貝浩氏	×	12/9	<p>高水敷きのグラウンド等を将来的に堤内地に移動するためには、その用地費や整備費に莫大な経費を要することになります(計算したわけではありませんが、淀川全体で数百億から数千億円程度の経費がかかるのではないのでしょうか)。</p> <p>その場合は、自治体を初めとする事業者は、納税者や出資者、地域住民に対してその必要性を説明する責任があります。その際のポイントとしては、他の河川では認められている高水敷きのグラウンド等がなぜ淀川では認められないのか、言い換えれば、どのような具体的な基準を満たした河川が淀川のように高水敷きのグラウンド等が認められないことになるのかということです。そのような基準が示されないまま、ある河川では認められ、ある河川では認められないということでは、公平性や透明性に欠けることになり、市民や納税者等の理解が得られず、移設のための予算化も認められそうにありません。</p> <p>さらに言えば、その基準自体の妥当性を総合的な観点から検証を行っていく必要があると考えます。</p> <p>もしも、すべての河川で認められるべきではないということであれば、その前提として、河川法等の改正による統一化の手続きが必要であると考えます。</p> <p>自治体は、今後とも非常に厳しい財政状況や都市間競争の中にあることは確実であり、以上の疑問については、他の自治体も同様と思いますので、ぜひとも明確なご回答をいただきたくお願い申し上げます。</p>

は提言素案に対するご意見です